



新庁舎完成おめでとうございます。めくもりがあり、災害にも心強い庁舎ですね。私の生まれた町、夜須の形の水が使われているのもとても嬉しいです。

香南市中央公民館からのお知らせ

七夕飾り

七夕は古くから行われている日本のお祭り行事で、1年間重要な節句を表す五節句のひとつにも数えられています。

毎年7月7日の夜に、願いごとを書いた色とりどりの短冊や飾りを笹の葉につるし、星にお祈りをする習慣が今も残ります。子どものころ、たくさんの短冊をつるして、織り姫とひこ星にお願いごとをしたのではないのでしょうか？

笹に飾り短冊をつるし、お家に飾りませんか。

日時 6/14(日)10:00~12:00

場所 ふれあいセンター 2階 研修室

- 定員/15人 講師/折り紙水仙の会
参加費/350円
持ち物/はさみ・のり・筆記用具
申込み締切り/6月12日(金)

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止または日程・内容等が変更となる場合があります

申込み・問い合わせ▶香南市中央公民館 ☎56-1056

今年はおふれあいセンターに七夕の笹を飾ります。皆さんお願いごとを書きに来てくださいね!



国民健康保険事業運営安定化計画(案)への「意見募集」

国民健康保険は、皆保険制度の基盤となる医療保険であり、地域住民の健康と医療を担う、地域に密着した公的医療保険制度です。

いる国保制度は、就業構造の変化や経済の低成長、更なる医療費の増加が見込まれます。このことから、国は持続的な医療保険制度を構築することを目的に、都道府県や市町村が安定的な財政運営や効率的な事業運営が行えるよう、平成30年度に大改革を実施しました。しかしながら、依然厳しい状況にあることは変わりありません。

度々令和4年度」を計画期間とする「国民健康保険事業運営安定化計画(案)」を作成しました。国保の現状と財政運営について市民の方々にご理解いただき、運営にあたっての考え方と取り組むべき施策を示した計画づくりをするため、皆さまのご意見を広く募集します。

し、郵送またはFAX、メールのいずれかで提出。また、直接持参する場合は、市民保険課・各支所窓口へお越しください。
閲覧場所 市役所市民保険課(新庁舎1階)・情報コーナー(新庁舎2階)・各支所
申込み・問い合わせ 〒781-5292 野市町西野二七〇六 市役所市民保険課
FAX 56-8506
メール shimin@city.kochi-konan.jp

防災 information

市内全地区の防災行政無線から自動音声流れます。また、香南市メール配信サービスに登録しているアドレスにメールが送られます。

5月20日(水)午前11時



県営住宅入居者

- 物件・戸数
赤岡町2戸
吉川町2戸
※別所山岡地帯向け住宅については随時募集しています
申込み方法
申込書に必要事項を記入し必要書類を添付のうえ提出。
申込書配布期間・配布場所
5月1日(金)~5月14日(木)
市役所住宅管財課・市役所市民保険課・各支所
申込受付期間
5月8日(金)~14日(木)
申込み・問い合わせ
高知県住宅供給公社
☎088-883-0344

日本赤十字社活動資金

5月は、日本赤十字社活動資金の募集期間です。日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という人道的任務を遂行するため、賛同される方々によって組織されています。活動資金は、東日本大震災や熊本地震災害などの災害に対する救護班派遣にかかる活動経費や、県内での台風被害などに對する救済物資の資金に使用されています。会費や寄付の募集を赤十字奉仕団や地区区長の皆さんにお願いしていますので、趣旨を理解いただき、「ご協力をお願いします！」



令和元年度募金総額

令和2年3月末現在) 4,253,402円
日赤奉仕団員や町内会長さんをはじめ、地区で募金の取りまとめをしていただいた方々のご協力により、たくさんの方にご寄付をいただきました。皆さまの温かいご協力に厚くお礼を申し上げます。
日赤香南市地区 地区長 清藤真司
市福祉事務所

令和2年度 軽自動車税 全期 固定資産税 第1期 の納期限は 6月1日(月)です。 期限内の納付をお願いします。



消費生活に関する相談を受け付けています!

消費生活とは、人々が生活していく上で、商品やサービス等を購入し、それを消費することをいいます。
毎年5月は消費者月間
消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、特に集中的に取り組み期間です。
★消費者月間統一テーマ 「豊かな未来へ、もっとたいない、から始めよう!」
相談内容
商品やサービスに関する相談・苦情、契約や取引に関するトラブル、借金問題、商品使用中の事故など、消費生活
消費生活とは、人々が生活していく上で、商品やサービス等を購入し、それを消費することをいいます。
毎年5月は消費者月間
消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、特に集中的に取り組み期間です。
★消費者月間統一テーマ 「豊かな未来へ、もっとたいない、から始めよう!」
相談内容
商品やサービスに関する相談・苦情、契約や取引に関するトラブル、借金問題、商品使用中の事故など、消費生活

に関する相談を受け付けています。
相談窓口
香南市消費生活相談窓口は、吉川庁舎 商工観光課にあります。窓口には、専門的な知識を有する消費生活相談員がいますので、お気軽にご相談ください。
消費者ホットライン
困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン「1800」に電話してください。土・日曜日、祝日(年末年始等一部期間を除く)でも、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。
相談・問い合わせ
市消費生活相談窓口 ☎57-7520



社会教育施設などの利用を制限しています

新型コロナウイルス感染症による国や高知県内の急激な感染者数の増加に伴い、現在、生涯学習課が管轄する下記施設の利用を制限しています。ご不便をおかけしますが、感染拡大を防ぐため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※期間などの詳細は市ホームページをご覧ください。今後の状況により、制限する期間が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください

- 利用制限中の施設
公民館・集会所 社会体育施設
体育館、運動場 パークゴルフ場
文化財センター展示室 図書館、図書室
問い合わせ/市役所生涯学習課 ☎57-7523